

参 考 資 料

- 1 地域主権戦略の工程表【原口プラン】（H21.12.14 地域主権戦略会議資料） 1
- 2 地域主権、来夏に大綱策定＝戦略会議が初会合 政府（H21.12.15 官庁速報） 3
- 3 日本の都道府県別将来推計人口（H19.年5月推計 国立社会保障人口問題研究所） 4
- 4 鳥取県の人口推移（10月1日現在） 大正9年～平成20年 7
- 5 住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言・抜粋（H21.7月） 8
- 6 鳥取県及び県内市町村の決算推移（H12～H20年度） 10
- 7 中山間地域の共助交通システムにかかる試験運行の実施（西部総合事務所県民局） 12
- 8 国と地方の税源配分（H21年度「地方交付税のあらまし」・抜粋） 13
- 9 どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？
（H21年版地方財政白書ビジュアル版・抜粋） 14
- 10 人口一人当たりの税収額の指数（平成19年度決算額） 15
- 11 一般財源の人口1人当たり額の状況（H19年度） 16
- 12 地方分権改革推進委員会第4次勧告（概要）
～自治財政の強化による「地方政府」の実現へ～（H21.11.9） 17
- 13 民主党マニフェスト等「一括交付金」関係部分（抜粋） 18

地域主権戦略の工程表（案）【原プラン】

地域主権の実現に向け、期限を限って集中的かつスピーディに取り組む。
段階を区切り、明確な目標を設定して、戦略的かつ効果的に実現していく。

◎地域主権戦略フェーズⅠ〔概ね平22年夏まで〕

〔推進体制の確立から「戦略大綱」の策定へ〕

- 地域主権戦略会議の設置（閣議決定→法制化（22年夏施行、3年後に見直し））
- 当面の課題と進め方の概定（「工程表」（案）の提示、具体化）
- 国と地方の協議の場の始動と法制化（21.11始動→法制化）
- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分を「分権計画」に盛り込み、法制化）

⇒「地域主権戦略大綱」の策定（平22夏）

◎地域主権戦略フェーズⅡ〔概ね平22年夏～25年夏〕

〔「戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の実現から「地域主権推進基本法」の制定へ〕

⇒「地域主権戦略会議」と「国と地方の協議の場」を通じて、
「戦略大綱」の各事項を順次実現

<規制>関連

- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分に続き、残る事項の処理・法制化）
- 基礎自治体への権限移譲（都道府県から市町村へ事務権限を移譲）

<予算>関連

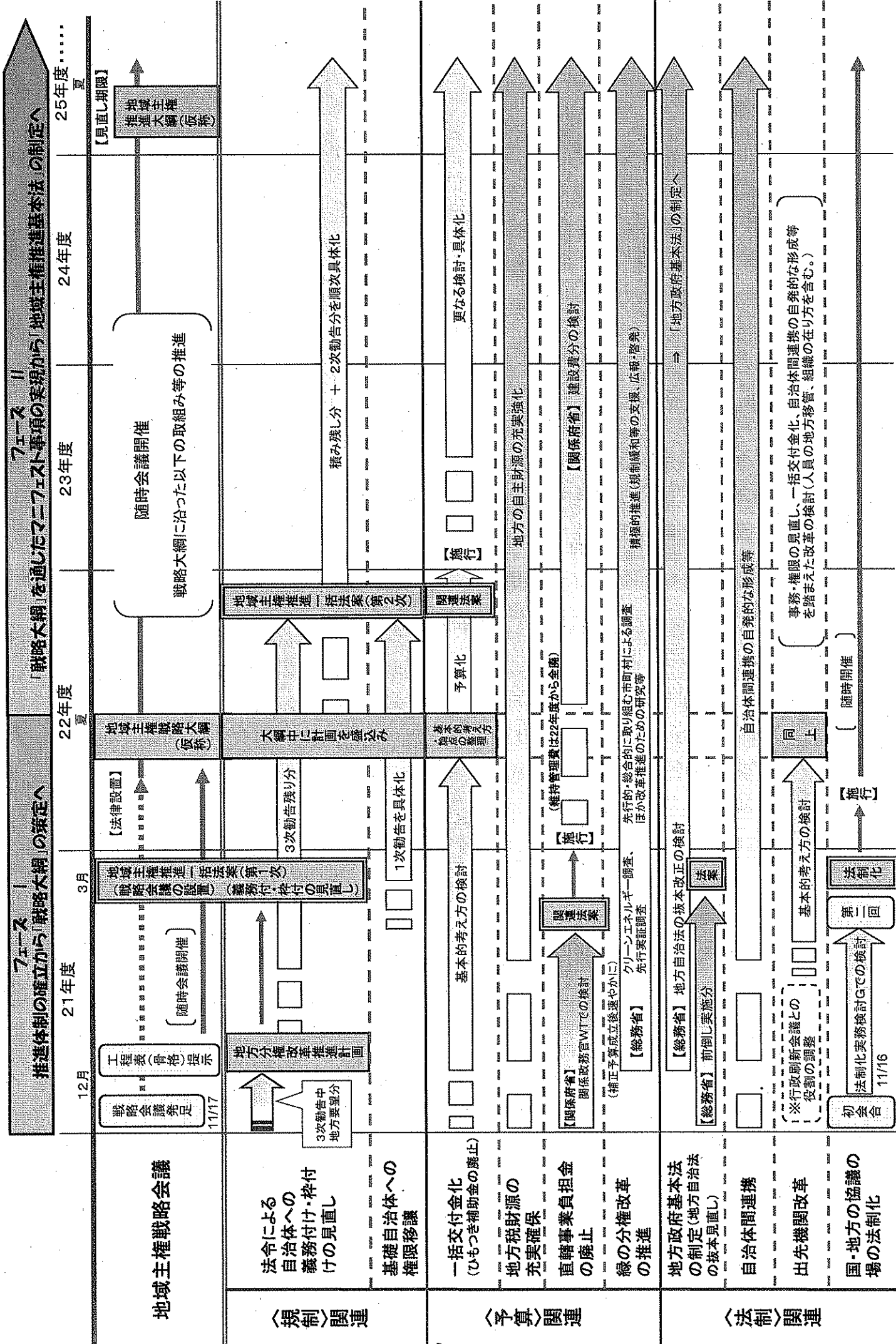
- 補助金の一括交付金化（ひも付補助金の廃止、23年度から段階的实施）
- 地方税財源の充実確保（地方の自主財源の充実強化）
- 直轄事業負担金の廃止（維持管理分の廃止、建設分の扱い）
- 緑の分権改革（関連施策の予算化、実施）

<法制>関連

- 「地方政府基本法」の制定（地方自治法の抜本改正の検討。一部は前倒し改正）
- 自治体間連携（その自発的な形成等）
- 出先機関改革（事務権限見直し、一括交付金化、自治体間連携の形成等を踏まえ検討）
（→この間、地域主権推進一括法案（第2次）のほか、一括交付金化の関連法案を提出）

⇒ 3年後見直しとして関連改革を総レビューし、「地域主権推進大綱（仮称）」
を策定（平25夏）。更なる展開へ

地域主権戦略の工程表(案) (原ロプラン)



◎地域主権、来夏に大綱策定＝戦略会議が初会合－政府

鳩山内閣で地方分権改革を検討する新組織「**地域主権戦略会議**」（議長・鳩山由紀夫首相）が14日、初会合を開いた。地域主権推進担当相を兼ねる原口一博総務相は、改革の行程表案（原口プラン）を提示。補助金の一括交付金化や国の出先機関改革などの基本的考え方を「**地域主権戦略大綱**」（仮称）として、来年夏にまとめるとした。

また会合では、地方分権改革推進委員会第3次勧告の内容を受け、国が地方の事務を細かく縛る「義務付け」の見直しを盛り込んだ地方分権改革推進計画案も提示、了承を得た。年内に閣議決定し、来年3月に国会提出する「**地域主権推進一括法案**」（第1次）に盛り込む。

行程表案では、改革を二つのフェーズ（段階）に分割。第1段階は来夏までとし、▽来年3月に、義務付け改革や国・地方の協議の法制化、戦略会議の法制化などを盛り込んだ第1次一括法案などを提出▽直轄事業負担金廃止に向けた関連法案の提出、維持管理費の2010年度からの全廃▽地方政府基本法の制定に向け、地方自治法の抜本改正に着手。検討が進んだものは次期通常国会で前倒し改正一などを位置付けた。

来夏の戦略大綱には、▽一括交付金化と出先機関改革の基本的考え方や論点▽今回の地方分権改革推進計画に盛り込めなかった義務付けの見直し▽分権委が第1次勧告で打ち出した、都道府県から基礎自治体への権限移譲一を盛り込む。

第2段階は13年夏までとし、▽10年度末に義務付け改革の積み残し分のほか、基礎自治体への権限移譲などを盛り込んだ第2次地域主権推進一括法案を国会に提出▽一括交付金化の関連法案も同時期に提出、11年度から段階的に導入▽直轄事業負担金の建設費分の検討一などを盛り込んだ。

見直し期限の13年夏には、関連改革を集大成した「**地域主権推進大綱**」（仮称）を作るとした。一方、行程表案には、地方税財政の充実確保なども打ち出したものの、具体的なスケジュールは示さなかった。

14日の会合では、上田清司埼玉県知事から、改革スケジュールの短縮を求める意見が出され、総務相も応じる考えを示した。

◇分権計画、地方要望分は70項目

地方分権改革推進計画案では、分権委第3次勧告で見直しを求めた892項目のうち、全国知事会などが強く見直しを求める104項目の義務付けについて、政府内調整が済んだものをまとめたが、勧告通りの見直しは36項目、勧告内容と異なるものの一部を見直すとしたのは34項目にとどまった。地方要望分以外も含めると、見直しは121項目に上った。

勧告通りの見直しのうち、11月に内閣府がまとめた各省の1次回答からの上積みは、▽公営住宅の入居収入基準を自治体条例に委任▽道路構造令の条例委任▽教員のへき手当の基準の条例委任一をはじめ8項目。

政府は「今回の計画案はあくまでも見直し第1弾」としているが、保育所の人員配置基準や公立学校の学級編成基準といった大項目は所管省庁の抵抗が強かったため、今後の作業も困難が予想される。（了）

日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）〔抜粋〕

～国立社会保障・人口問題研究所～

II. 推計結果の概要

1. 都道府県別総人口の推移

(1)2020年代後半に全ての都道府県で人口が減少

先に公表された全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、わが国の総人口は長期にわたって減少が続く。平成12(2000)年から平成17(2005)年の都道府県別の人口の推移をみると、32道県で人口が減少している。今回の推計によれば(表 I-1)、人口が減少する都道府県は今後も増加を続け、平成17(2005)年から平成22(2010)年にかけては40道府県、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけては42道府県、平成27(2015)年から平成32(2020)年にかけては東京都と沖縄県を除く45道府県で人口が減少する。その後は、平成32(2020)年から平成37(2025)年にかけて東京都、平成37(2025)年から平成42(2030)年にかけて沖縄県が人口減少に転じ、全ての都道府県で人口が減少するようになる。

また人口増加率をみると(表 I-2; 図 I-1)、いずれの都道府県においても時間の経過とともに人口増加率は低下する。平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけては人口増加率が-4%を下回るのは3県であったが、その数は次第に増し、平成32(2020)年から平成37(2025)年にかけては20道県、平成42(2030)年から平成47(2035)年にかけては37道府県となる。平成42(2030)年から平成47(2035)年には、4県で人口増加率が-6%を下回る。

地域ブロック別にみると(表 I-3、4)、平成12(2000)年から平成17(2005)年にかけて既に北海道、東北、北関東、北陸、中国、四国、九州・沖縄の7ブロックにおいて人口が減少しているが、平成17(2005)年から平成22(2010)年にかけては、これらに加え近畿でも人口が減少する。さらに平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけては中部でも人口が減少し、残る南関東も平成27(2015)年から平成32(2020)年にかけて人口減少となり、以後平成47(2035)年まですべての地域ブロックで人口が減少する。

(2)今後も東京都と周辺県の人口シェアが増大

平成17(2005)年の国勢調査によると、日本の総人口に占める割合が最も大きかったのは東京都(9.8%)、ついで大阪府(6.9%)、神奈川県(6.9%)の順である。今回の推計によれば(表 I-6)、総人口に占める割合は、東京都や神奈川県では今後徐々に増大するが、大阪府では逆に減少し、平成47(2035)年には東京都(11.5%)、神奈川県(7.7%)、大阪府(6.7%)となる。この他、大都市地域に含まれる埼玉県や千葉県、愛知県、滋賀県などでは総人口に占める割合が上昇を続ける。

地域ブロック別にみると(表 I-5)、平成17(2005)年に全国人口に占める割合が最も大きかったのは南関東で、27.0%であった。南関東の人口割合は今後も緩やかに上昇し、平成47(2035)年には29.8%に達する。一方でその他の地域ブロックの占める割合は横ばいないしは減少となる。

2. 年齢別人口の推移

(1)年少人口は全般的に減少傾向

全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、全国の年少人口(0～14歳)は低い出生率のもとで今後減少を続ける。今回の都道府県推計によれば(表 I-7)、今後すべての都道府県で年少人口が減少する。

また、年少人口が各都道府県の総人口に占める割合をみると(表 I-8)、平成17(2005)年から平成47(2035)年までの期間を通じて、すべての都道府県で低下する。平成47(2035)年時点で、年少人口の割合が最も大きいのは沖縄県(13.3%)、最も小さいのは東京都(8.0%)である。

(2)生産年齢人口も全般的に減少傾向

全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、全国が生産年齢人口(15～64歳)は今後一貫して減少する。今回の都道府県推計によれば(表 I-9)、平成17(2005)年から平成22(2010)年ならびに平成22(2010)年から平成27(2015)年の沖縄県を除き、今後、生産年齢人口は減少する。

また、生産年齢人口が各都道府県の総人口に占める割合は(表 I -10)、各都道府県とも当初は減少傾向にあるが、年少人口あるいは老年人口の推移に影響されるため、平成17(2005)年から平成22(2010)年の沖縄県と、平成32(2020)年から平成37(2025)年の東京都、愛知県、京都府、大阪府で生産年齢人口割合の僅かな上昇がみられる。平成47(2035)年時点で、生産年齢人口の割合が最も大きいのは東京都(61.4%)、最も小さいのは秋田県(50.3%)である²。

(3) 老年人口は平成32(2020)年まで全県で増加、以降は減少県も出現

全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、全国の老年人口(65歳以上)は当面は増加傾向が続く。今回の都道府県推計によれば(表 I -11)、老年人口は平成32(2020)年まで全都道府県で増加する。しかし老年人口の増加率はおおむね縮小傾向にあり、平成32(2020)年以降は老年人口の減少県が現れる。平成32(2020)年から平成37(2025)年にかけては14府県で老年人口が減少し、平成37(2025)年から平成42(2030)年にかけては老年人口減少県は31道府県に増加するが、平成42(2030)年から平成47(2035)年にかけては老年人口減少県が29道県となる。平成47(2035)年の段階で老年人口数が多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県など大都市圏に属する都府県である(図 I -2)。また増加率でみると、平成17(2005)年から平成47(2035)年にかけて老年人口が75%以上の増加になるのは埼玉県、千葉県、神奈川県、沖縄県であり、そのほか東京都、愛知県、滋賀県については50%以上の増加となる(図 I -3)。

(4) 平成47(2035)年には44都道府県で老年人口割合が3割を越える

老年人口が総人口に占める割合は、各都道府県とも今後一貫して増加する。都道府県別にみると(表 I -12; 図 I -4)、老年人口割合が30%を超える都道府県は平成17(2005)年時点では1つもないが、平成32(2020)年には31道県で30%を超える。そして平成47(2035)年には44都道府県で老年人口割合が30%を超える。平成47(2035)年に最も老年人口割合が大きいのは秋田県(41.0%)であり、最も小さいのは沖縄県(27.7%)である³。

(5) 後期老年人口は平成42(2030)年まで全県で増加、以降は減少県も出現

全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、全国の後期老年人口(75歳以上)は当面は増加傾向が続く。今回の都道府県推計によれば(表 I -13)、後期老年人口は平成42(2030)年まで全都道府県で増加する。しかし後期老年人口の増加率はおおむね縮小傾向にあり、平成42(2030)年以降は後期老年人口の減少県が現れる。平成42(2030)年から平成47(2035)年にかけては35都道府県で後期老年人口が減少する。平成47(2035)年の段階で後期老年人口数が多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県など大都市圏に属する都府県である(図 I -5)。また増加率でみると、平成17(2005)年から平成47(2035)年にかけて後期老年人口が150%以上の増加になるのは埼玉県、千葉県、神奈川県であり、そのほか茨城県、東京都、愛知県、滋賀県、大阪府、沖縄県については100%以上の増加となる。

(6) 平成47(2035)年には39道県で後期老年人口割合が2割を越える

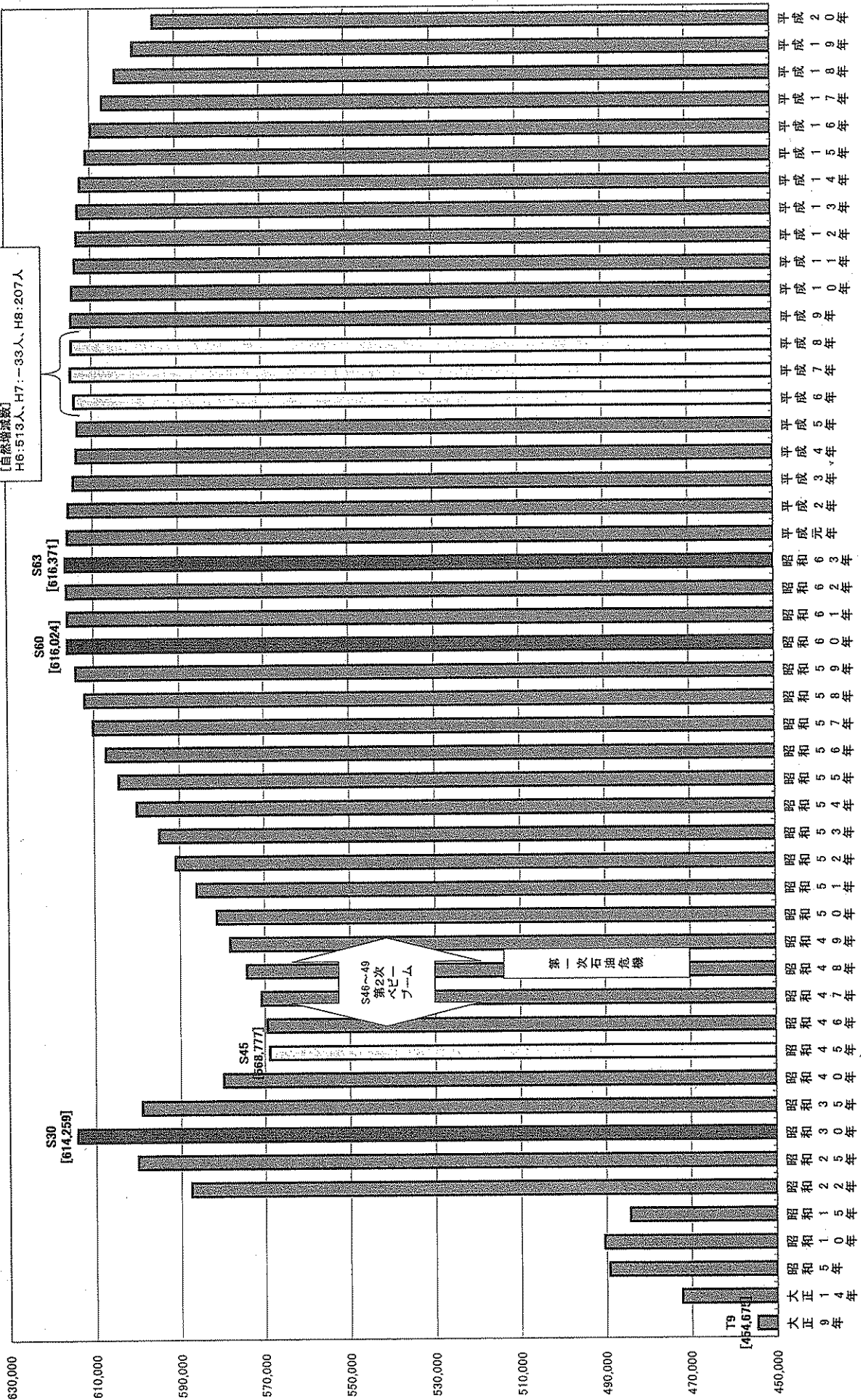
後期老年人口が総人口に占める割合は、各都道府県とも今後ほぼ一貫して増加する。都道府県別にみると(表 I -14; 図 I -7)、後期老年人口割合が20%を超える都道府県は平成32(2020)年までは1つもないが、平成47(2035)年には39道県で20%を超える。平成47(2035)年に最も後期老年人口割合が大きいのは秋田県(26.8%)であり、最も小さいのは沖縄県(16.3%)である。

別表1 都道府県別総人口と年齢3区分別人口割合(2005年、2035年)

地 域	平成17年 (2005)					平成47年 (2035)				
	総人口 (1,000人)	年少人口 割合(%)	生産年齢 人口割合(%)	老年人口 割合(%)	後期老年 人口割合(%)	総人口 (1,000人)	年少人口 割合(%)	生産年齢 人口割合(%)	老年人口 割合(%)	後期老年 人口割合(%)
全 国	127,768	13.8	66.1	20.2	9.1	110,679	9.5	56.8	33.7	20.2
北海道	5,628	12.8	65.8	21.5	9.7	4,413	8.2	54.4	37.4	23.4
青森県	1,437	13.9	63.4	22.7	10.2	1,051	9.2	52.5	38.2	24.0
岩手県	1,385	13.8	61.6	24.6	11.6	1,040	9.8	52.7	37.5	23.8
宮城県	2,360	13.8	66.2	20.0	9.3	1,982	9.5	56.7	33.8	20.9
秋田県	1,146	12.4	60.6	26.9	12.9	783	8.7	50.3	41.0	26.8
山形県	1,216	13.7	60.8	25.5	12.9	925	10.3	53.4	36.3	23.3
福島県	2,091	14.7	62.6	22.7	11.1	1,649	10.5	54.1	35.5	22.3
茨城県	2,975	14.2	66.4	19.4	9.0	2,451	9.5	55.3	35.2	21.8
栃木県	2,017	14.2	66.4	19.4	9.1	1,744	9.8	56.6	33.6	20.5
群馬県	2,024	14.4	65.0	20.6	9.8	1,699	10.3	55.8	33.9	20.7
埼玉県	7,054	14.0	69.5	16.4	6.3	6,258	9.0	57.2	33.8	19.9
千葉県	6,056	13.6	68.9	17.6	7.1	5,498	9.1	56.8	34.2	20.3
東京都	12,577	11.5	70.0	18.5	7.9	12,696	8.0	61.4	30.7	16.6
神奈川県	8,792	13.5	69.6	16.9	6.8	8,525	9.0	59.1	31.9	17.9
新潟県	2,431	13.6	62.4	23.9	11.8	1,875	9.6	53.8	36.6	23.2
富山県	1,112	13.5	63.3	23.3	11.4	880	9.4	54.6	36.0	22.7
石川県	1,174	14.2	64.9	20.9	10.3	960	9.8	55.8	34.5	21.5
福井県	822	14.7	62.7	22.6	11.3	676	11.0	54.9	34.0	21.2
山梨県	885	14.4	63.7	21.9	10.9	739	10.2	54.5	35.3	21.3
長野県	2,196	14.4	61.8	23.8	12.1	1,770	10.4	54.0	35.6	21.9
岐阜県	2,107	14.5	64.5	21.0	9.7	1,761	10.3	56.0	33.6	20.5
静岡県	3,792	14.2	65.3	20.6	9.4	3,242	9.9	55.5	34.6	21.1
愛知県	7,255	14.8	67.9	17.3	7.2	6,991	10.4	59.9	29.7	16.8
三重県	1,867	14.3	64.2	21.5	10.0	1,600	10.1	56.4	33.5	20.1
滋賀県	1,380	15.5	66.5	18.1	8.5	1,341	10.9	59.2	29.9	17.8
京都府	2,648	13.1	66.7	20.2	9.2	2,274	9.5	58.2	32.3	19.5
大阪府	8,817	13.8	67.5	18.7	7.4	7,378	9.5	57.2	33.3	19.5
兵庫県	5,591	14.3	65.8	19.9	8.8	4,799	9.8	56.0	34.3	20.5
奈良県	1,421	13.9	66.1	20.0	8.9	1,104	9.1	54.1	36.8	22.8
和歌山県	1,036	13.8	62.1	24.1	11.6	738	9.4	52.0	38.6	24.1
鳥取県	607	14.0	61.9	24.1	12.4	495	10.2	55.2	34.5	22.2
島根県	742	13.6	59.3	27.1	14.1	554	10.1	52.6	37.3	24.6
岡山県	1,957	14.1	63.4	22.5	10.9	1,677	10.2	56.3	33.4	21.0
広島県	2,877	14.1	64.9	21.0	10.1	2,393	9.6	55.9	34.5	21.4
山口県	1,493	13.2	61.8	25.0	12.2	1,103	9.5	53.1	37.4	24.3
徳島県	810	13.1	62.6	24.4	12.1	622	9.1	54.2	36.7	23.6
香川県	1,012	13.8	62.9	23.3	11.6	802	9.9	54.2	35.9	23.0
愛媛県	1,468	13.7	62.4	24.0	11.8	1,127	9.4	53.6	37.0	23.5
高松県	796	12.9	61.2	25.9	13.4	596	9.2	53.4	37.4	24.3
福岡県	5,050	14.0	66.2	19.9	9.2	4,440	9.8	57.6	32.6	20.1
佐賀県	866	15.2	62.1	22.6	11.3	712	11.2	54.6	34.2	21.8
長崎県	1,479	14.6	61.8	23.6	11.6	1,117	10.2	52.5	37.4	24.0
熊本県	1,842	14.3	61.9	23.8	11.9	1,510	10.5	53.9	35.6	22.8
大分県	1,210	13.6	62.1	24.3	11.9	971	10.0	54.4	35.6	23.0
宮崎県	1,153	14.7	61.8	23.5	11.3	912	10.4	52.7	36.9	24.1
鹿児島県	1,753	14.4	60.8	24.8	12.6	1,389	10.6	53.5	35.9	22.9
沖縄県	1,362	18.7	65.2	16.1	7.2	1,422	13.3	58.9	27.7	16.3

鳥取県の人口推移(10月1日現在) 一大正9年～平成20年

(人)



地方財政の展望と地方消費税特別委員会

住民サービス確保のための 地方消費税引き上げに向けた提言

「ニッポンの未来を地方から考える！」

平成21年7月

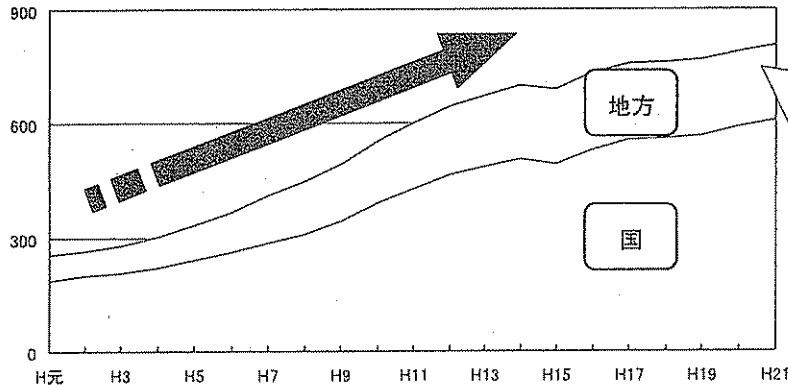
全国知事会

1 国と地方の債務残高

バブル経済崩壊後、国と地方の債務残高は大幅に増大

- いわゆるバブル経済の崩壊後、国・地方を通じて、公共投資を中心とした景気対策が実施され、大量の国債や地方債を発行
- 昨年来の金融危機を発端とした世界的な景気後退に伴い、国・地方を通じて大幅に税収が減少し、財源不足が拡大
- 未曾有の不況に対する景気対策を積極的に行うとともに、歳入不足を補てんするため、赤字国債や臨時財政対策債等を増発した結果、国・地方を合わせた債務残高は大幅に増大

国と地方の長期債務残高の推移
(兆円)



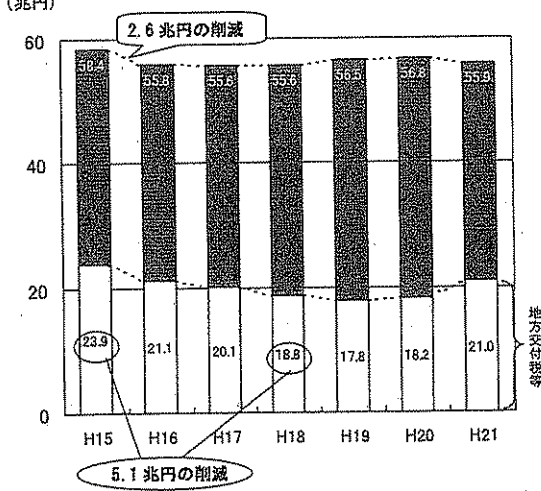
地方は約1,800団体の集合体であるうえに、財源不足への対応として、国と異なり赤字国債の発行ができないため、懸命の歳出削減を実施

(財務省「我が国の財政事情」より作成)

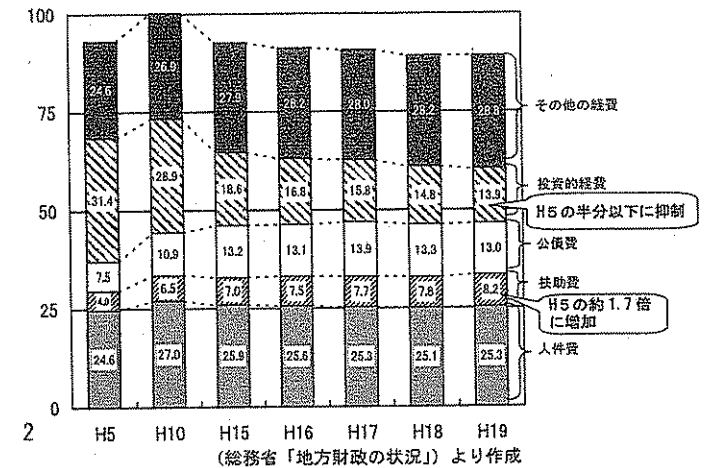
2 地方財政の現状

- 平成16年度以降、地方一般財源総額は厳しく抑制。地方財政は構造的に厳しい状況
- 平成16年度には、地方交付税と臨時財政対策債の大幅削減により、地方の一般財源総額は2.6兆円が削減され、それ以降、一般財源総額は抑制基調
 - 平成21年度の地方財政対策では、生活防衛のための緊急対策として、地方交付税が1兆円別枠加算され、かろうじて当初予算編成できたが、対症療法による自転車操業の状態
 - 少子高齢化等の進展に伴い、義務的経費の増高はとどまることがなく、行政サービスの受益と負担に不均衡が続く限り、地方財政は構造的に厳しい状況

地方一般財源総額の推移



歳出決算額の推移



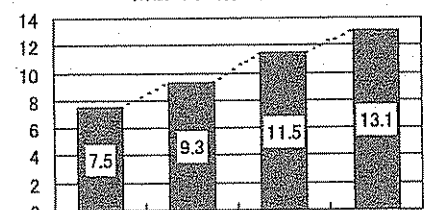
3 地方財政の将来推計

- 地方財政は、昨年を見通しを上回る危機的な財源不足が継続
- 平成21年度の地方交付税増額があったものの、社会保障等生活関連経費の増高や世界的な景気後退に伴う地方税収の大幅減収により、地方の今後の財源不足は、昨年度の試算を大幅に上回る結果
 - 財源不足を補填する基金残高も年々減少し、平成24年度までに枯渇、地方団体の財政運営は破綻の懸念

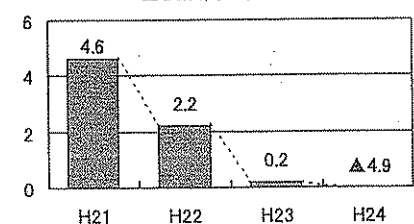
<ケース1> GDPが内閣府試算・底ばい継続シナリオ〔経済成長率：H22. Δ2.7%、H23. Δ3.1%、H24. Δ2.6%〕
(単位：兆円)

区分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出 A	88.8	88.9	89.5	89.9	1.1
義務的経費	51.0	51.1	52.0	52.5	1.5
うち社会保障関係費	11.6	11.9	12.4	12.8	1.2
義務的経費以外の経費	37.8	37.8	37.5	37.4	Δ0.4
社会保障等生活関連経費	14.8	15.0	15.2	15.3	0.5
公共インフラ整備・維持経費	13.5	13.2	12.8	12.6	Δ0.9
地域活性化等経費	9.5	9.6	9.5	9.5	0.0
歳入 B	81.3	79.6	78.0	76.8	Δ4.5
財源不足額 C=A-B	Δ7.5	Δ9.3	Δ11.5	Δ13.1	
基金残高	4.6	2.2	0.2	-	
なお残る財源不足額	-	Δ0.1	Δ2.1	Δ4.9	
(参考) 昨年度試算における財源不足額	Δ7.2	Δ7.5	Δ7.8	-	-

財源不足額の推移 <ケース1>



基金残高の推移 <ケース1>



<ケース2> GDPが内閣府試算・順調回復シナリオ〔H22. Δ0.6%、H23. 1.5%、H24. 1.8%〕
(単位：兆円)

財源不足額	Δ7.5	Δ8.4	Δ9.1	Δ9.1	-
基金残高	4.6	2.3	0.7	-	-
なお残る財源不足額	-	Δ0.0	Δ1.8	Δ3.2	

(単位:百万円)

鳥取県の決算推移(一般会計)

区分	H12 2000年	H13 2001年	H14 2002年	H15 2003年	H16 2004年	H17 2005年	H18 2006年	H19 2007年	H20 2008年	
地方税	60,381	56,332	49,782	47,700	49,320	49,575	50,435	55,458	55,040	
地方交付税	172,569	157,854	152,982	134,211	129,333	129,125	129,579	130,892	131,528	
国庫支出金	94,922	96,791	74,161	70,164	70,628	62,652	52,489	44,909	55,303	
地方債	63,514	68,461	71,413	78,997	65,707	57,846	53,808	52,734	52,310	
うち臨時財政対策債	0.0	9,928	21,083	39,611	28,589	22,012	19,821	17,932	21,840	
その他	105,339	101,673	103,517	105,315	103,787	91,486	90,065	64,037	54,333	
計	496,725	481,111	451,855	436,387	418,775	390,684	376,376	348,030	348,514	
義務的経費	168,119	173,106	171,879	169,112	176,686	166,219	164,963	162,460	157,394	
人件費	104,365	103,566	99,197	95,779	96,231	95,216	96,335	95,832	93,444	
扶助費	11,653	11,827	11,059	9,819	10,033	6,217	6,469	7,109	5,960	
公債費	52,101	57,713	61,623	63,514	70,422	64,786	62,159	59,519	57,990	
普通建設事業費	167,778	144,898	130,418	116,170	96,666	84,982	81,528	70,097	70,740	
その他	146,526	146,047	131,929	131,020	131,481	130,973	123,093	109,000	108,791	
計	482,423	464,051	434,226	416,302	404,833	382,174	369,584	341,557	336,925	
標準財政規模	220,568	212,722	201,098	180,980	175,277	182,434	186,157	187,949	185,726	
実質的地方交付税額 (地方交付税+臨時財政対策債)	172,569	167,782	174,065	173,822	157,922	151,137	149,400	148,824	153,368	
地方債残高	522,183	547,254	570,642	598,635	606,150	611,758	615,945	621,209	626,739	
うち臨時財政対策債残高		9,928	31,011	70,622	99,211	121,027	139,865	155,066	172,181	
基金残高	112,298	109,665	97,834	91,565	89,397	89,435	81,520	78,401	87,208	
内 財政調整型基金残高	58,718	53,101	47,927	42,567	41,661	42,248	33,486	31,130	29,535	
特定目的基金	53,580	53,564	49,907	48,998	47,736	47,187	48,034	47,271	57,673	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度開始 地方分権一括法施行 法定外目的税の創設 臨時財政対策債の発行開始 三位一体改革(国庫補助負担金改革△4.7兆円、地方交付税改革△5.1兆円、税源移譲3兆円) 法人事業税における外形標準課税の導入 市町村合併 市町村合併 20⇒19市町村 骨太方針2006(社会保障経費及び地方一般歳出の抑制) 児童手当制度開始 3兆円の税源移譲(所得税→個人住民税) 後期高齢者医療制度開始 財政健全化法一部施行(H21完全施行) 									

県内市町村の決算推移(普通会計)

(単位:百万円)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	
地方税	69,330	69,485	68,840	65,615	65,669	66,081	65,811	70,746	71,404	
地方交付税	97,536	91,073	86,643	82,027	81,970	84,173	82,699	82,866	87,040	
国庫・県支出金	47,462	50,868	42,277	43,108	39,923	36,715	33,552	35,608	44,305	
地方債	43,434	40,502	35,624	43,163	35,908	30,658	28,513	27,121	21,059	
歳入										
うち臨時財政対策債	0.0	4,102	8,562	16,568	11,779	9,085	8,130	7,376	6,881	
その他	68,196	72,325	70,254	69,339	76,044	60,357	64,343	54,818	48,188	
計	325,958	324,253	303,638	303,252	299,514	277,984	274,918	271,159	271,996	
義務的経費	110,244	111,905	114,900	116,472	116,768	116,279	116,243	116,946	117,767	
人件費	51,319	50,703	50,205	48,962	47,425	45,503	44,734	43,282	43,128	
扶助費	19,700	20,959	22,592	26,388	27,766	29,062	29,660	31,099	31,456	
公債費	39,225	40,243	42,103	41,122	41,577	41,714	41,849	42,565	43,183	
普通建設事業費	75,156	62,134	51,797	53,662	44,085	32,402	31,567	25,851	22,479	
その他	132,645	143,342	131,326	127,568	133,265	124,359	122,795	124,325	120,482	
計	318,045	317,381	298,023	297,702	294,118	273,040	270,605	267,122	260,728	
標準財政規模	166,198	164,066	157,593	148,294	149,274	153,284	153,798	154,513	164,226	
実質的地方交付税額 (地方交付税+臨時財政対策債)	97,536	95,175	95,205	98,595	93,749	93,258	90,829	90,242	93,921	
地方債残高	357,020	368,093	371,855	382,766	386,342	383,427	377,544	369,170	353,737	
うち臨時財政対策債残高		4,102	12,659	29,214	40,906	49,592	56,851	61,869	66,077	
基金残高	59,192	58,495	51,403	44,155	37,442	39,033	39,867	41,573	45,833	
内 財政調整型基金残高	26,621	27,349	23,801	21,972	16,133	15,440	15,614	17,408	18,378	
特定目的基金	32,571	31,146	27,602	22,183	21,310	23,593	24,253	24,166	27,454	
備考	<p>介護保険制度開始 ・地方分権一括法施行 ・法定外目的税の創行</p> <p>臨時財政対策債の発行開始</p> <p>三位一体改革 △4.7兆円、税源移譲3兆円、 地方交付税改革△6.1兆円、税源移譲3兆円)</p> <p>法人事業税における 外形標準課税の導入 ・市町村合併 39⇒20市町村</p> <p>市町村合併 20⇒19市町村</p> <p>骨太方針2006 (社会保障経費及び 地方一般歳出の抑制)</p> <p>児童手当制度開始</p> <p>・3兆円の税源移譲 (所得税→個人住民税)</p> <p>・後期高齢者医療制度開始 ・財政健全化法一部 施行(H21完全施行)</p>									

中山間地域の共助交通システムにかかる試験運行の実施について

西部総合事務所県民局

鳥取県では、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」を制定し、県・市町村・NPO等が連携して中山間地域振興に取り組んでおります。

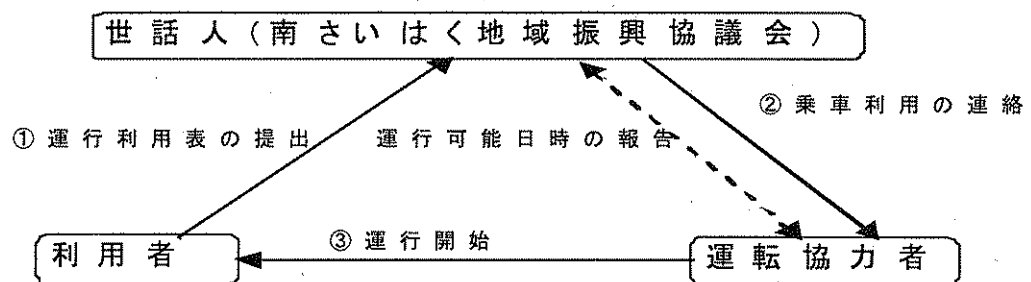
西部総合事務所では、中山間地域の交通弱者の対策として、住民どうしの共助による交通手段の導入を検証するため、下記の日程で試験運行を実施することにしたのでお知らせします。

記

1. 試験運行期間 平成21年11月30日(月)～12月25日(金)
2. 試験運行範囲 南部町八金、金ヶ崎、二柵～南部町法勝寺付近の病院、スーパー等
3. 共助交通システム概要

南部町の東長田地区のうち、バス路線を持たない八金集落等の利用者に対して、東長田地区内の7集落から運転協力が者が無償で近くの病院・スーパーまで送迎を行う。

【共助交通システム試験運行イメージ】



- ①利用者は、運行利用表で運転可能日時を確認して、世話人(南さいはく地域振興協議会)に利用したい日時、行き先を記載し提出する。
- ②世話人は、運転協力者と利用者のマッチングをした運転計画表を作成し、運転協力者へ乗車希望者の氏名、日時、乗降場所などの連絡をおこなう。
- ③運転協力者は、車両保管場所でリース車両に乗り、乗降場所・指定時間に間に合うように出かけ、運行を開始する。
- ④運行が終了した時は運転日誌を記載した後、日誌とキーを次の運転協力者の家(又は南さいはく協議会)に手渡す。

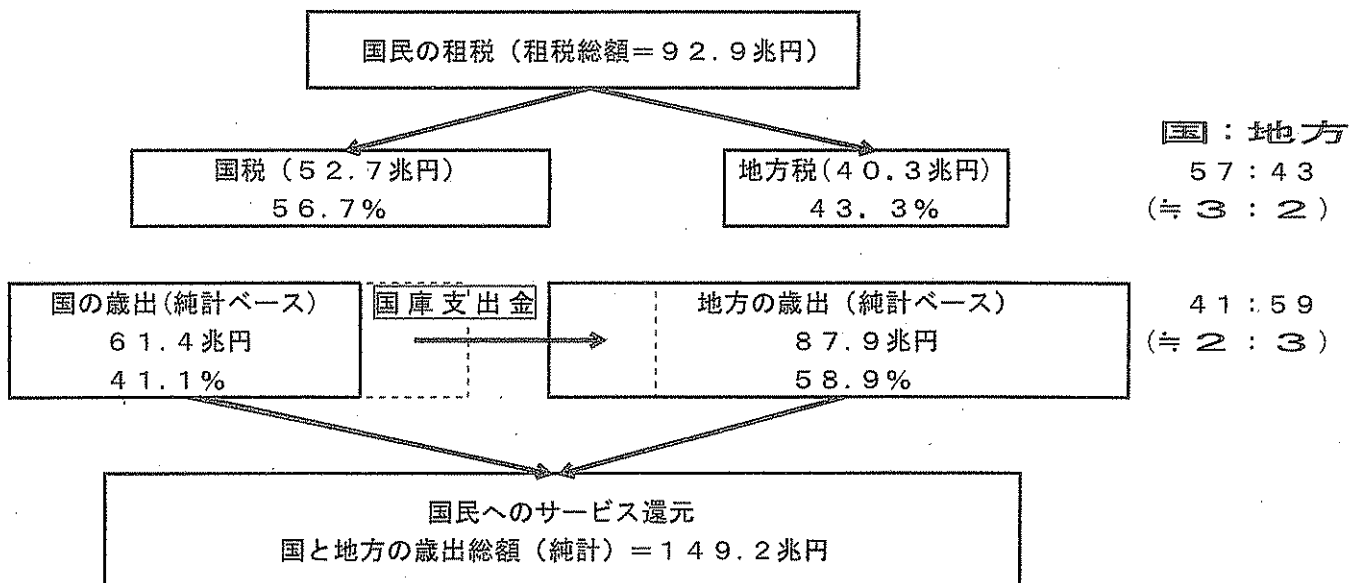
4. 共助交通システムについてのお問い合わせ先

- ①事業の制度概要について 西部総合事務所県民局(0859-31-9606)
- ②共助交通の実施状況について 西伯町役場企画政策課(0859-66-3113)
南さいはく地域振興協議会(0859-66-5115)

2 国と地方の税財源配分

- 我が国の財政は、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2：3となっているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては国と地方の比率は概ね3：2となっており、最終支出と税源配分の間に大きな乖離が存在。
- 地方歳入中の地方税の収入ウエイトは約4割。歳出規模と地方税収のギャップ（国庫支出金、地方交付税）が地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくいとの指摘。
- 地方団体がより自立的な財政運営を行えるよう、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等により、地方歳入に占める地方税のウエイトを高める必要。

(1) 国・地方間の財源配分（平成19年度）



(2) 地方歳入決算の内訳（平成19年度）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
402,668 (44.2%)	162,293 (17.8%)	102,541 (11.2%)	95,844 (10.5%)	148,467 (16.3%)

← 地方歳入 91兆1,814億円 →

(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

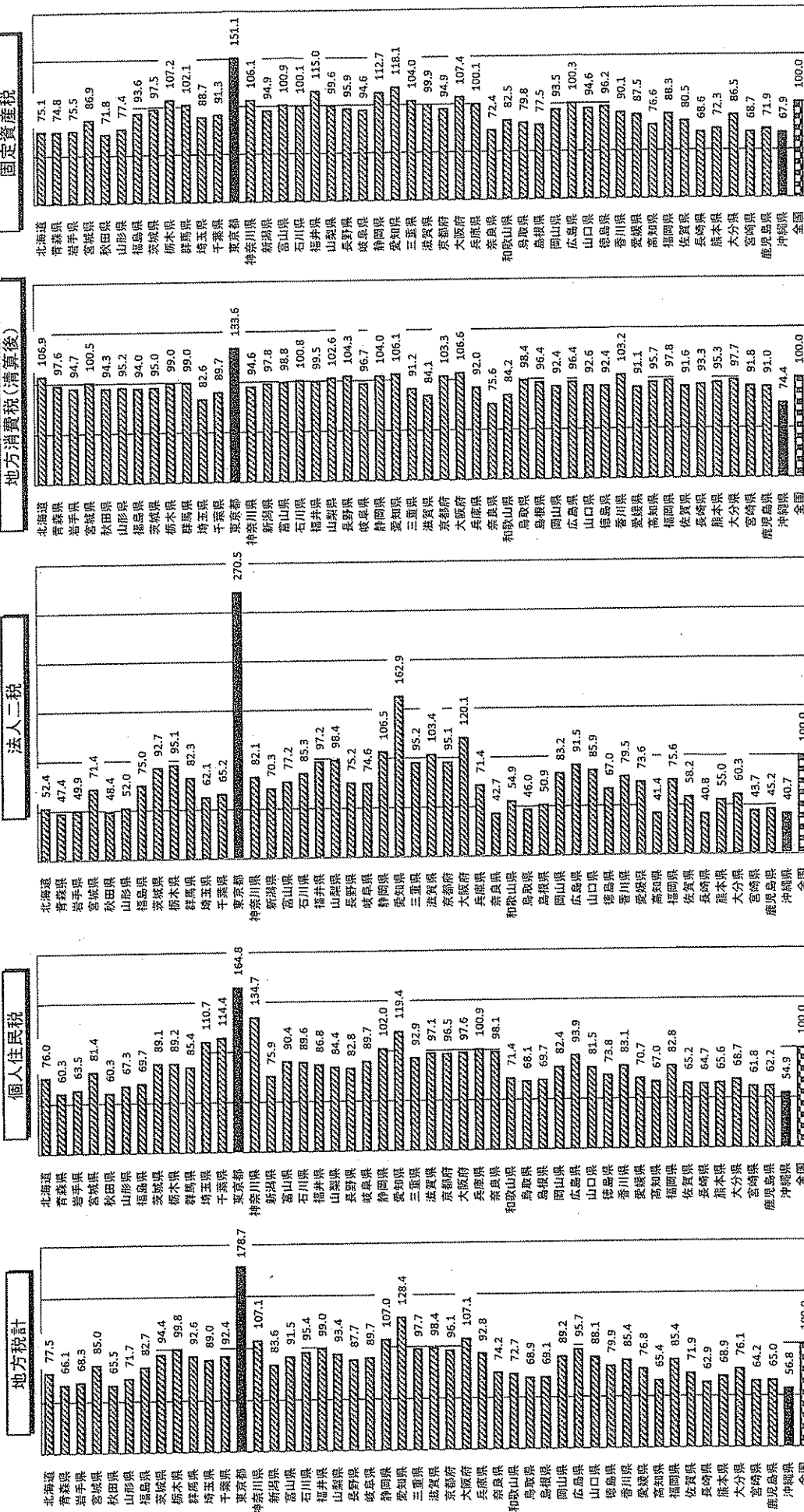
国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の歳出目的別割合(国と地方ベース)

目的別歳出の割合	地方の割合 59%	国の割合 41%
衛生費 3.8%	保健所、ごみ・し尿処理等 95%	5%
学校教育費 10.0%	小・中学校、幼稚園等 87%	13%
司法警察消防費 4.4%	79%	21%
社会教育費等 3.1%	公民館、図書館、博物館等 75%	25%
国土開発費 11.0%	都市計画、道路・橋りょう、公営住宅等 70%	30%
国土保全費 1.8%	河川海岸 65%	35%
商工費 5.3%	62%	38%
民生費 (年金関係を除く) 18.0%	児童福祉、介護などの老人福祉、生活保護等 64%	36%
災害復旧費等 0.4%	53%	47%
住宅費等 1.4%	58%	42%
農林水産業費 1.8%	42%	58%
公債費 21.6%	40%	60%
民生費のうち年金関係、4.7%		100%
防衛費 3.2%		100%
総務費・議会費等 8.4%	戸籍・住民基本台帳等 77%	23%

人口一人当たりの税收額の指数(平成19年度決算額)

(全国平均を100とした場合)



最大/最小: 3.1倍 **最大/最小: 3.0倍** **最大/最小: 6.6倍** **最大/最小: 1.8倍** **最大/最小: 2.2倍**
39.5兆円 **11.9兆円** **9.2兆円** **2.6兆円** **8.7兆円**

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税收額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税收額は、超過課税、法定外普通通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税收額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税を除く。
 (注3) 法人二税の税收額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税を除く。
 (注4) 固定資産税の税收額は、道府県分を含む、超過課税を除く。
 (注5) 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

第25表 一般財源の人口1人当たり額の状況(H19年度)
その1 都道府県

(単位 円・%)

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源	
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比
A	愛知県	177,893	61.7	—	—	180,686	62.7
	神奈川県	129,387	69.6	2,514	1.4	133,127	71.6
	大阪府	136,932	45.3	20,638	6.8	159,531	52.7
	千葉県	114,220	50.9	22,796	10.2	138,609	61.8
	埼玉県	109,178	53.2	25,182	12.3	135,851	66.2
	静岡県	139,484	50.1	33,896	12.2	175,412	63.0
	茨城県	129,956	39.7	52,520	16.0	185,191	56.6
	栃木県	134,767	37.5	54,612	15.2	192,400	53.6
	福岡県	107,607	38.6	52,492	18.8	161,974	58.1
	京都府	123,137	40.3	54,994	18.0	180,054	58.9
	広島県	120,740	38.4	57,834	18.4	181,075	57.7
	兵庫県	113,136	33.1	51,725	15.1	166,715	48.7
	群馬県	123,215	33.6	62,182	16.9	188,079	51.2
	三重県	133,707	38.5	66,898	19.3	203,732	58.7
B	滋賀県	134,073	39.2	69,559	20.3	207,078	60.5
	岡山県	117,553	32.2	76,707	21.0	197,624	54.1
	宮城県	109,836	34.6	75,139	23.7	187,179	59.0
	岐阜県	118,229	33.7	79,215	22.6	200,516	57.1
	(平均)	123,244	41.7	50,524	15.8	176,126	58.2
	香川県	115,472	27.9	102,070	24.6	220,476	53.2
	長野県	114,994	31.1	99,675	26.9	217,899	58.9
	石川県	126,002	25.2	110,014	22.0	239,163	47.8
	富山県	122,332	27.1	109,696	24.3	235,500	52.2
	山口県	118,463	26.0	107,683	23.6	229,665	50.3
	福島県	114,311	29.6	107,297	27.8	225,232	58.4
	新潟県	107,319	20.0	118,104	22.0	228,666	42.6
	奈良県	90,926	29.5	99,528	32.3	192,591	62.6
	山梨県	128,156	25.0	137,339	26.8	268,752	52.5
C	福井県	136,634	24.6	146,970	26.5	287,462	51.8
	愛媛県	102,733	26.0	115,872	29.3	222,000	56.2
	(平均)	116,122	26.5	114,023	26.0	233,401	53.3
	北海道	100,751	22.8	127,912	28.9	232,368	52.5
	熊本県	91,810	23.3	118,121	30.0	212,893	54.1
	大分県	96,818	20.8	139,669	30.0	240,154	51.7
	佐賀県	98,252	21.1	157,677	33.9	258,894	55.7
	山形県	93,860	20.3	158,060	34.3	255,891	55.5
	徳島県	102,656	17.2	181,860	30.6	288,299	48.4
	和歌山県	89,757	19.1	148,442	31.6	241,364	51.3
	青森県	96,275	19.9	157,534	32.6	256,995	53.1
	鹿児島県	83,339	18.6	162,407	36.3	249,143	55.6
	岩手県	93,063	19.1	173,478	35.6	270,613	55.6
	宮崎県	84,962	18.5	163,005	35.6	251,547	54.9
D	(平均)	93,777	20.1	153,470	32.7	250,742	53.5
	沖縄県	72,879	18.0	142,626	35.2	216,947	53.6
	秋田県	88,568	16.7	180,956	34.1	273,453	51.6
	長崎県	76,785	17.3	156,857	35.3	236,032	53.1
	鳥取県	89,283	16.0	217,281	38.9	311,095	55.7
E	高知県	82,083	15.4	217,327	40.7	303,695	56.8
	島根県	92,783	13.2	250,521	35.6	348,452	49.5
	(平均)	83,730	16.1	194,261	36.6	281,612	53.4
F	東京都	339,074 (249,832)	61.3 (53.9)	—	—	344,362 (255,121)	62.3 (55.0)
	総平均	139,971 118,321	38.5 34.4	64,346 71,343	17.7 20.8	207,136 192,214	56.9 56.0

(注) 1 グループの分類は次によ

グループ	A	B	C	D	E
財政力指数	1.0以上の団体	0.5~1.0の団	0.4~0.5の団	0.3~0.4の団	0.3未満の団体

2 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「8交付金」という。)として市町村に交付する額を除いたものである。

(2) 東京都の地方税については、上記8交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。

なお、()内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記8交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。

3 人口1人当たり額は、平成20年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である。その2において同じ。

地方分権改革推進委員会第4次勧告 (概要) ～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～

平成21年11月

はじめに

分権型社会にふさわしい「地方政府」には、自治財政権の確立、とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠。このため、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一体的に検討するとともに、地域間の財政力格差を是正するための取組みが重要
・国と地方を通じた巨額の累積債務残高と社会保障支出の今後の増大とを見え、次世代に向けた持続的発展を確保するため、いずれ消費税と地方消費税の在り方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革の実施が不可欠

1 当面の課題

・ 現下の経済情勢及び新政権の政権公約等にかんがみ、特に重要な事項につき勧告

1 地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ
・ 大膽な税収減の中、地域間の財政力格差拡大につながるらないよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引上げも考慮すべき

2 直轄事業負担金制度の改革
・ 直轄事業の範囲限定、出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みの創設等について、ただちに工程表を作成し、速やかに取り組むべき

3 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保
・ 地方自治体への事務権限の移譲に当たり、執行に要する経費金額を税財源移譲により確実に措置

4 国庫補助負担金の一括交付金化に関する留意点
・ 地方が必要な事業の執行に支障が生じないよう必要な総額を確保する必要。交付基準も十分な検討が必要

・ 義務付け・枠付け見直しの改革の趣旨に則し、国庫補助負担金制度を早急に見直しすべき。施設・公物設置管理の基準に係る国庫補助負担金については、早急に交付基準を見直すべき

5 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点
・ 地球温暖化対策における我が国の役割・責任、近い将来想定される環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方双方の貴重な税収の減少への対応、特に地方税源の確保方策などについて、十分に考慮する必要

6 国と地方の事実上の協議の早急な開始
・ 子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに、地方自治体の自主性・自立性が十分に確保されるよう万全な配慮を要請。できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、地方自治体の意見を聴取・反映してほしい

おわりに

・ 第4次勧告は、当委員会の最終勧告。今後、当委員会は、これまでの4次にわたる勧告に対応する政府の取組状況を監視し、必要があれば政府に意見を述べ、役割に移行
・ 4次にわたる勧告で提言した事項を最大限尊重し、具体的な指針として速やかに地方分権改革推進計画を策定し、今後の改革の全体的な工程表を明らかにすることを政府に強く要請

※なお、交付税の法定率引上げ、国・地方の税源配分、地方共有税について意見が異なる委員一名から出された補足意見を勧告に添付している。

II 中長期の課題

・ 社会的・経済的に安定した時節の課題について、今から論議を深め、準備を整えることを強く期待

1 地方税制改革

(1) 地方税の充実と望ましい地方税体系の構築
・ 地方の自己決定・自己責任には、地方税の充実が最も重要。応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、税収が安定した税目が望ましい
・ その際、①国と地方の税源配分5:5を当初目標、②地方消費税の充実が中心、③地方税充実の趣旨や必要性を自治体自ら住民に十分説明、④国・地方を通じた抜本的な税制改革までの間にあって上記の方向性に沿って検討

(2) 課税自主権の拡充

・ 地方自治体は課税自主権の積極的な活用を努めるべき。そのためにも制度・運用の更なる見直しを進めるべき

2 国庫補助負担金の整理

・ 存在意義の薄れたものは即刻廃止。自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化する等、一括交付金を含めざるならなる整理を進めるべき(金額ベースだけでなく、件数ベースの目標も設定)

3 地方交付税

・ 地方税の充実により、財政移転が果たす役割は小さく縮小。しかしながら、偏在性の少ない税目でも、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能はより一層重要とならざるを得ない
(1) 財政調整機能の充実
・ 国民への説明責任に配慮しつつ、地方六団体の「地方共有税」構想を土台にした制度改革を求める

(2) 財源保障機能の再検討

・ マクロの財源保障の役割は、地方税の充実に伴っておのずと縮小
・ 地方財政計画額と決算額との乖離の是正に取り組むべき
(3) 地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

・ 普通交付税の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新型交付税の比重を高めるべき
・ 法定率引上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
・ 「国と地方の協議の場」での地方財政計画・地方交付税総額などの意見交換を早急に慣行化すべき
・ 特別交付税を説明責任の向上のため見直すべき

4 地方債

・ 起債自主権は歳入自主権の大きな柱。市場の信用に十分配慮しつつ、地方債発行に係る国の関与を見直すべき
・ 地方公共団体金融機構の充実、自治体が共同で債券を発行する仕組みの更なる活用が図られるべき
・ 元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき

5 財政規律の確保

・ 透明性の向上と自己責任の拡大を図るため、自治体の財務会計制度改革の方向性を、政府は国民に提示すべき。
地方議会のチェック機能や監査委員の機能充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要

民主党マニフェスト等 「一括交付金」 関係部分

民主党マニフェスト (抜粋)

●霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【政策目的】

- 明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。
- 中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。
- 地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化する。

【具体策】

- 新たに設立する「行政刷新会議 (仮称)」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- 国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。
- 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- 「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

民主党政策集「INDEX2009」(抜粋)

●ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配の根源であり、さまざまな利権の温床となっており、これらの補助金等をすべて廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めます。真の地方自治を実現する第一歩を踏み出すため、「ひもつき補助金廃止法」を成立させます

一括交付金のうち、現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分は、必要額を確保します。現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分します。

中央・地方ともに補助金等に関わる経費と人件費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげます。

●新たな地方財政調整・財源保障制度の創設

自治体間の財政格差の拡大、地方の財源不足に対応するため、新たな財政調整・財源保障制度を創設します。

政府が2004年度から3年間で行った「三位一体の改革」で約5.1兆円の地方交付税および臨時財政対策債を削減したことなどにより、自治体間の格差が拡大し、自治体は厳しい財政運営を迫られています。昨年来の景気後退により、今後、地方の税収が大幅に落ち込むことが予想され、地方財政は一層逼迫することが懸念されています。

自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。